

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第六節 国電争議

一 六・九ストをめぐる国鉄の情勢

四九年六月九日、京浜東北線の一部運行停止にはじまった国電ストは、新交番制の強行実施に反対する東神奈川、蒲田、中野、千葉四車掌区国電労働者の闘争として発展し、さらに中野、三鷹両電車区労働者がこれに同調し、スト参加人員は三、三七二名、運休車台七七〇台、東京を中心とする京浜東北、中央、総武の三大幹線の電車運転を三日四六時間にわたって重大混乱におちいらしめた。

このストライキ自体は、僅か三日間、しかも一日には総司令部の中止命令があり、国鉄労組本部も自主的な「戦術転換」を指令することによつて打ち切られ、またその範囲も東鉄管内一部電車運転にかぎられ、それ以上の発展をみなかつたが、しかし、この闘争のもつスケールは、表面にあらわれたストライキ行動以上に大きなものであつた。もとより僅か三日間であつたとはいえ、電車の運行を停止せしめたことは、国鉄はじまつて以来のことであり、また公共企業体労働関係法が施行されて旬日を出でざるうちにこの法律の立案の根本であつた争議行為の禁止がかくもかんたんに真正面から突破されるということは予想外のこととして内外に深刻な一撃を与えた。しかし、なにより大きな衝撃であつたのは、この闘争にしめされた行政整理に反対する国鉄六〇万労働者の容易ならざる決意であつた。

このストは、直接的には新交番制に対する車掌乗務員の反対闘争からおきたものであるが、この闘争の背景には、四八年七月のマ書簡に伴う二〇一号政令以来国家公務員法改正、公共企業体労働関係法の通過から労組法、労調法の改正、そして最後に行政機関職員定員法の成立にいたる一連の問題があつた。これらの攻撃に対し国鉄労働者は、一步一步後退を余儀なくしてきたが、なかでも定員法の成立は、国鉄労働者を最後のギリギリの一線に追い込むものであつた。国電ストは、このような公務員法改正以来の抑圧に対する国鉄労働者の最後の反撃であつた。

(A) 公務員法下の国鉄労働者の状態 国鉄労働者は、マ書簡による二〇一号芦田政令によつて団体交渉権と団体行動権(争議権)を奪われ、同時に四七年の二・一ストによつて獲得した労働協約の失効を一方的に宣せられて全くの無権利状態につきおとされたが、四八年十一月の国家公務員法の改正は、この状態を法律化したものであり、国鉄労働者はひきつずき六月一日の公共企業体移行までその適用下におかれることになつた。また一二月一三日第四国会を通過した公共企業体労働関係法は、この国鉄労働者のおかれている状態をいささかも改善するものでなく、依然として争議権はなく、団体交渉権もきわめて制限されたものであり、改正公務員法となんら変わるものでなかつた。

一方において、このように労働条件改善のための自由な行動を奪われた国鉄労働者はじめ官業労働者の給与は、さらにみじめなものであつた。官業労働者の給与は、一二月二一日新給与法の

成立によつて六、三〇七円ベースと定められたが、これには、国鉄労働者が要求する八月手取七、三〇〇円、年末補給金二・八ヵ月分に比してあまりにも大きなひらきがあつたばかりでなく、この六、三〇七円ベースも、財源難を理由として全面的に実施されず、その実際の支給額は一二月六、三〇七円、一、二月五、二〇三円と基準ベースを割るものであつた。さらにこれに加えて給与所得税の年末調整および職階給の大巾な改正による給与の再計算(号給号俸の切り下げ)の処置がとられ、国鉄労働者は身ぐるみはがされるという窮状につきおとされた。

この赤字給与問題は、この一時期の重大な社会問題にまでなつたが、これは「一二月分以降の俸給の概算払いを一月後半期分で精算したために起つた」というようなたんなる支払技術上の問題であつたのではなく、公務員法改正以来官業労働者に加えられてきた系統的な攻撃がとくに職階給賃金(号俸切り下げ)と現金(年末調整金)の給与問題に集中的にあらわれたものにほかならなかつた。そして、公務員法と六、三〇七円の職階給賃金の攻撃下にある官業労働者のみじめな状態をこれほど大きくうつし出した事件も少かつた。

(B)国鉄労働者の左翼化 このような状態は、国鉄労働者を急速に左翼化せしめた。四九年一月の総選挙は、民自党が二六四名の絶対多数をしめるとともに共産党をいちじるしく進出せしめた。共産党は、三五七万票を獲得し、一躍四名から三名の議席をしめるにいたつたが、この総選挙でしめされた国鉄労働者の左翼化は、きわめて注目すべきものであつた。

すなわち、東京支部の一職場では八〇%という圧倒的多数が共産党に投ぜられており、新橋、横浜、八王子、本省等の支部でも、共産党の得票は六〇%に上つた。大阪では、この比率はもつと高く、家族をもふくめて六〇%から八〇%に達した。また地方においてもほぼ同様であつて、東北一〇支部中二、三の支部をのぞいてはすべて前回よりも四倍から五倍に得票はふえており、九州のもつとも低いところでさえ一五・二〇%の得票率がしめされた。

このように総選挙で共産党を支持した国鉄労働者は、四月一日の国鉄労組の中央委員会改選および四月一〇日から行われた大会代議員選挙においても多数の左派を進出せしめた。

すなわち四月一日の中央委員改選の結果を四八年五月に比べると第182表のごとく共産党の進出が目立っている。しかし、四八年五月の中央委員改選は、二、九二〇円ベースの職階制で民同が組合の指導権を失い、これにかわつて左派がいちじるしく進出したときであるため、この表では左派の勢力に大きな差異はないが、四八年一〇月の金沢大会以来民同派が再び執行部を握つていた事情を考慮した場合、この左派の進出は飛躍的なものであつたといふことができる。

しかし、左派の進出をより明確にしめしたのは第六回全国大会代議員選挙であつた。四八年一〇月の金沢大会では民同派が三分の二の絶対多数をしめたが、この代議員選挙では共産派一六九、革同一一〇と統一左派が民同を抑えて優位をしめた。この代議員選挙結果は第182表の如くである。

さらに執行部においても左派が圧倒的優位をしめた。金沢大会以来の執行部の比率は、民同一四、革同七、共産三であつたが、琴平大会で選出された新執行部は、この大会代議員の色わけをそのまま反映して、共産八、革同七、民同一〇の構成となり奈良大会以来ちようど一年目に再び統一左派が指導権をにぎる執行部が成立した。この新執行部は、副委員長、書記長の地位を夫々共産革同でしめ、文教、会計、婦人の三部をのぞく八部長の席を統一派(うち五は共産派)がしめるといふ左派の強力な指導下におかれていた。この執行部の構成は、その後中央闘争委員会の成立とともに共産一二、革同九、民同一四となり、この闘争委員会の指導のもとに行政整理反対の国鉄防

衛闘争が組織されたのであつた。

(C) 琴平大会とその闘争方針 国鉄労働組合は、吉田内閣のもとにおいて着々準備されつつあつた行政整理に対して闘うために自からの闘争態勢を早急に整備する必要に迫られていた。四九年二月二八日から三月三日の四日間伊東でひらかれた第一二回中央委員会は、この問題を正面からとりあげ、合法闘争を支持する民同と闘争態勢の復活を主張する統一派との間にはげしい論戦がつけられたが、首切りすら定員法という法律によつて強行されようとする状態のもとにあつては、民同の合法闘争の主張はいきおい精彩をかかざるを得なかつた。かくて行政整理に対しては、なによりも組合組織の強化をもつて闘うことが決定され、四八年一〇月の金沢大会で解散された闘争委員会が再び組織されることになつた。

ついで四月二二日から二六日の五日間にわたつて琴平で第六回全国大会がひらかれ、本格的な闘争態勢がきずかれた。すなわち、この大会においては、民同派提案の全労連脱退が一一票、全労会議参加が七五票の差でいずれも否決されたのに対し、左派提案の民主主義擁護同盟加入は三一〇票で可決されたほか、闘争方針の討議においても「直ちに闘争委員会を設けて全官公と同調、職場闘争を主体とした反射闘争を展開する」との左派の主張が採択された。これは迫り来たる大量餓首を前にして国鉄労働者がいかに切実に自からの組合組織の強化と真の労働戦線の統一を要望していたかをしめすもので、このとき国鉄労働者が左派の指導によせた期待はかつてなく大きなものであつた。

大会で決定された闘争方針は次の如きものであつた

当面の闘争方針

一、名称 今次闘争の名称を国鉄防衛闘争と称す

二、主たる闘争目標

1 首切り行政整理反対

2 四八時間制絶対反対と四二時間制の獲得

3 実質賃金の拡充と最低賃金制の確立

(イ) 満一八才五、〇〇〇円最低確保

(ロ) 職階給の是正

(ハ) 給与法の改正

(ニ) 生活補給金(一五、〇〇〇円)の確保

(ホ) 賃金の男女差是正

4 退職金制度の確立と結婚資金の獲得

5 寒冷地給石炭代制度の恒久的確立

6 二三年度昇給昇格即時実施

7 大衆課税反対

8 大衆収奪的運賃値上反対

9 公務員の罷業権団体交渉権の復活

10 公共企業体労働関係法の撤廃

11 政治活動の制限反対

12 労働法労調法の改悪反対

13 人事院のファッショ化絶対反対

14 社会保障制度の早期確立

15 鉄道教育を守る

16 国鉄産業防衛、国鉄払下げ絶対反対

17 労働協約(組合案)の締結

18 各地における公安条令制定反対

19 官憲の不当弾圧絶対反対

三、基本方針

吉田民自党内閣首切行政整理反対及び諸要求貫徹のため院内院外を問わず、あらゆる民主団体と結合し国鉄労働組合の全組織をあげて徹底的に闘う

四、具体的方策

1 経済九原則を働く者の手によつて強力に実施し我々の諸権利を改善するとともに資

本家的經濟復興に反対する

2 組合組織を再確認し一致協力して強固な団結をはかる

(A) 職能別組合主義を排する

(B) 闘争資金の蓄積(一人一ヵ月三〇円六ヵ月間積立)

(C) 組合決議の遵守と実施

3 国鉄再建予算の確保

(A) 鉄道企業の不合理を是正する

(B) 施設資材等の確保並に労働基準法に基く適正定員を確立す

(C) われわれの手で輸送を増強する

4 国会闘争は民主勢力を結集し所期の目的貫遂をはかる

5 今次の闘争は職場闘争に主体をおき反射闘争を展開する。

この上に立つて本部は凡ゆる集約的闘争形態をとりつつ闘争を組織する。職場闘争は本部統制の枠内で行う(統制とは闘争を組織するための統制をいう)

6 以上の目的遂行のため次の闘争を強力に展開する

(A) 団体交渉

(B) 宣伝戦

(C) 大衆動員

(D) 関連産業との共闘の強化

7 以上の諸目的活動を推進するため闘争委員会を設置する

8 全官公等と同調し積極的に運動をすすめる

なお、次の如き闘争宣言が大会の名において発せられた。

闘争宣言

いまや吉田民自党内閣は九原則に名を藉り労働者の犠牲の上に立つ資本家的經濟復興を行いつつある。しかしその亡国的予算は、一国家産業の崩壊、中小企業の倒産、産業予備軍の激増と相俟つて、日本の全産業の危機はまさに至らんとしている。

その時に当つてわれわれ六十万組合員は全組織を打つて一丸としさらに全勤労階級と共にこの民族の危機を克服するため断乎強力な国鉄防衛闘争を展開せんとするものである。

右宣言する。

(D) 定員法反対闘争 五月一日、政府職員一八七、〇〇〇を整理する「行政機関職員定員法案」は、ついに国会に提出された。同法案による国鉄職員の整理人員は、一二〇、四一三名で、実に全整理人員の六六%に当るものであつた。

五月一三日、国鉄労組は「中闘は全員国会に移り首切り定員法反対国会闘争非常態勢をとる」との闘争指令第三号を発して本部を国会院内に移し、これより連日にわたり「地元出身参衆議員に対し各個撃破的に、電話戦術、電報戦術、面接戦術」をもつてするいわゆる「国会闘争」がつけられ「定員法が国会を通過すれば日本の輸送動脈は止まるであろう」と訴えられた。

しかし、定員法は、五月三〇日第五国会を通過した。定員法による整理は、特に国鉄関係においては、政府の行政整理着手の第一段階として急速に具体化される趨勢にあつた。すでに三月三一日新潟鉄道局における一、〇六六名の臨時人夫の誡首をはじめ、各局において臨時人夫あるいは

女子職員など抵抗の弱い部面から馘首ははじめられていた。

かくて、首切りを真にふせぐものは、組合の決意ある行動以外にないことが、漸次明確な形をもつて組合員に意識されつつあつた。中闘も、五月二四日の闘争指令第一二号で「組合は全力をあげて国会闘争を闘つたが、定員法は両院を通過する形勢にある。今後団体交渉のみでは到底対抗出来ない事態が迫ってくるであろう。各支部は直ちに定員法を実質的に粉碎するため組合員の決意を固める準備をいそげ」といわざるを得ない状勢となつた。

このような状勢にあるとき、定員法の通過した同じ五月三〇日夜、公安条令反対デモにおいて東交(都電)柳島支部の車掌橋本金二君の死亡事件は、労働者の怒りを爆発させた。東交柳島支部は六月二日の初電から決然抗議ストに立ち上り、ついで広尾、目黒の各支部もストに入り、当局の組合幹部馘首その他の弾圧に抗して五日間にわたつてストを続行した。この都電ストは、国鉄労働者に深刻な影響を与えた。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
